

所得拡大税制の適用の有無（法人用）

(1) 適用要件の判定

	国内雇用者給与等支給額（㉔）	左記㉔の内、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（㉕）	左記㉕の内、雇用安定助成金額（㉖）	雇用者給与等支給額（㉔－㉕＋㉖）
今期（期首 年 月 ～期末 年 月） ①	円	円	円	円
前期（期首 年 月 ～期末 年 月） ②	円	円	円	円
差し引き ①－②				円
増加率 （1.5%以上で適用） ①÷②×100				%

国内雇用者給与等支給額（㉔）欄の記載について

- ・ 役員（使用人兼務役員を含みます。）を除きます。
（役員の親族も同様です。）
- ・ 国内雇用者に対して支給した給与、賞与等の支給総額を記載します。

(2) 増加率 2.5%以上の場合の上乗せ判定 A又はB

A

	教育訓練費（㉚）
今期（期首 年 月 ～期末 年 月） ①	円
前期（期首 年 月 ～期末 年 月） ②	円
差し引き ①－②	円
増加率（10%以上で適用） ①÷②×100	%

B 事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとしての証明がされているか？

【 証明あり ・ 証明なし 】